朝鮮役における国際条件について

三鬼清一郎

はじめに
一、いわゆる冊封体制について
二、貿易利潤と石高制――対馬――
三、蝦夷地交易と知行制――松前――
四、琉球国附庸と貢納制――薩摩――
五、石高制原理の外延化の限界
むすびにかえて

はじめに

本稿は、朝鮮役における国際的背景の問題を、幕藩体制社会の形成過程のうちに占める内的諸条件との相互関連の中からさぐることを目的とする。それは、従来の朝鮮役の研究の多くが、外交史・軍事史の観点を強くうち出すことのあまり、国内の社会体制との構造的連関を分析する視角に欠けていたことにもよるが、この時期における国際的条件の規定性の把握が、必ずしも十分になされているとは言い難いように思われるからである。たとえば、朝鮮・中国など東洋諸国との関係は、勘合貿易―倭寇という系列から、主として中世史の分野で処理され、ポルトガル・オランダなど西洋諸国との関係は、キリシタン―鎖国という系列から、主として近世史の分野で扱われ、両者を統一して理解する方法を十分にもちえなかったため、中世末期から近世初頭にかけての我国をめぐる国際関係の基本的性格に、なお不明の部分を残していることなどである。したがって、戦前からの個別研究の積み上げによって多くの成果をあげているとはいえ、朝鮮役の研究についても、豊臣政権の貿易・経済政策の基調が十分に抑えられていない結果、たとえば、出兵の原因をめぐっての解釈に、対外領土拡張論と勘合貿易振興論という二つの見解が、本来は次元を異にする主張であるにもかかわらず、二者択一の形で論じられて来ている状況なのである。さらに、豊臣政権と徳川幕府との対外政策の比較が、現象面からのみ行われたため、朝鮮役と鎖国についても、類型的対比によって、あたかも全く相反する性格であるかのように理解されているふしも見られる。

対外交渉についての研究史のうえで、ともすれば勘合貿易・中継貿易・朱印船貿易などと形態的に区別して、個別に検討されて来たことがらが、ここ十年来、ひろくアジア社会の国際関係に位置づけて、日本の歴史的発展の特質を考えるべきであるという提言によって、〃東

アジア世界の歴史像〟という言葉が、やゝ流行語のきらいさえ帯びて使われていることは周知の通りである。これは、従来の〝世界史の基本法則〟的な把握の方法が、すぐれて一国史的な社会構成体の発展段階論であったことに対し、アジアにおける新情勢の展開を世界史的矛盾の結接点でとらえ、その中における我国の位置をさぐるという問題意識の所産であり、一定の実践的意図をもった言葉なのであるが、問題は、従来の研究を方法的に批判克服しているか否かという点にかかっている。ほんらい、世界史の基本法則といった場合、じつは各時代における基本的矛盾の所在をさぐり、その矛盾の展開の所産としての社会構成体の移行の問題が、階級斗争の具体的なあり方との関連でとりあげられて来ていた筈であり、そこから、有機的関連をもつ複合体としての民族の問題が提起されて来たのである。このような視点は、しばしば言われているように、ヨーロッパ世界の歴史的発展を典型とし、それを尺度にして日本や中国の発展度をおしはかるというものではありえないし、アジア・アフリカ諸民族の果した歴史的役割を正当に評価しようという立場と、なんら異るところはない。このような議論のかげで、従来の研究成果の批判的検討の方向ではなく、研究対象の単なる置きかえや、歴史認識上の諸概念などの一方的軽視などの徴候がみられるとするならば、方法的には逆に退歩したことにもなりかねないのである。少くとも、「東アジア社会」のなかに解消するのでなく、問題を具体的にとらえることが必要となるであろう。

朝鮮役にみられる国際的諸条件の規定性の問題は、秀吉が国内の封建的統一をはかるうえで、いかにして最も適合的な対外関係の確立をめざしたかを、内容的に明かにしていくことから出発することが必要であろう。

一、いわゆる冊封体制について

一般に比較史の方法については、比較の対象を限定することによって、その他の対象の影響を捨象するという難点があるといわれている。とくに、国際的条件の規定性の問題は、実体的に把握しにくいので、これを確定づけることは一層むずかしいことがらである。ほんらい比較史とは、真に比較の基準となりうべきものを明確に設定して行うことが要請されており、現象形態の類似を指摘するだけでは意味をなさないことは、改めていうまでもない。

国際的条件の規定性の問題は、比較の基準に値するものを明確にしたうえで、はじめて導入できるものであるとするならば、この問題を東アジアという地域史の中で考えなければならない理由は、どこに存在するのであろうか。少くとも、この問題は戦前から〝東洋〟史の分野でとり扱われて来ており、一時的にせよ、大東亜共栄圏・東亜新秩序のスローガンで、アジア社会の全面支配政策を学問的に根拠づけるために利用されたものであり、朝鮮役の研究史も、これと無縁ではなかったという事実を、まず認識する必要があるように思われる。

東アジア社会の歴史像の問題は、古代史の分野で最もよくとりあげられているようである。すなわち、日本の律令国家は、中華帝国の支

配体制の一環に位置づけられ、これと冊封関係を結ぶことによって安定がはかられるというもので、皇帝と貴族官僚との間で結ばれた君臣関係が、隋唐帝国と周辺諸民族との支配関係にも投影され、国家秩序の外延として把握されるというものである。このような冊封体制は、現象的にはその後も長く存続しており、室町幕府の勘合貿易をめぐる動向や、朝鮮役における日明和議交渉の問題にまで尾をひいていることは、有名な事実である。この点に関しては、すでに多くの指摘がみられるが、問題は、古代社会における冊封体制的な関係が、あまりにも強くイメージとして焼きつけられているため、中世末期においても、同じような国際的秩序が存在しているものと想定し、朝鮮役を一つの契機としてもつ幕藩体制社会の形成過程の問題も、このような一定の共同体的関係や通交貿易圏を前提としなければ解決できないように考えられているところにある。しかしながら、東洋古代史の研究者にあっても、対外関係史を諸国家間の国際関係の問題としてとらえるという共通の立場に立ちながらも、たとえば西嶋定生氏の如く、冊封関係を実体的存在としてとらえ、それの国際的秩序のもとに日本社会の歴史的性格を考えようとする見解と、旗田巍氏の如く、中国史の発展過程を基礎として東アジア諸国を一括することは、それぞれ独自の道をあゆんだ諸国の歴史的発展の特質を捨象するもので、冊封関係の存在を否定的に評価する見解とが対立しているのであり、東アジア社会という実体そのものの存在についても共通の見解に達していない。このほかにも、さまざまな問題提起や仮説的発言があるとはいえ、それによって東アジア社会の具体像についての実証的研究が深まったとは言い難いようである。したがって、方法の問題として、いわゆる東アジア社会なるものを無批判に前提として考えることは適当ではないように思われる。この場合、前提条件においたにすぎないものが、ときとして、論証過程の中に入りこみ、結論においても、その中に問題を解消してしまうような、完全な循環論におちいりかねないのである。いわゆるアジア的な規定性を帯びた存在の歴史的性格の分析から得られた結論が、アジア的特質の強調におわるようなものであるならば、全く意味をなさないからである。

したがって、朝鮮役の研究においても、実体的に確定できない東アジア世界という統一的概念を前提として、そのなかへ位置づけることで国際関係を明かにするという方法はとるべきではない。むしろ、我国と他の諸外国との関係を、内的諸矛盾との構造的連関のもとに、種々の外的要因をおりこんで、それ自体として確定する必要があり、個別的に抑えておかねばならない論点はあまりにも多いといわなければならない。この問題は、従来の交渉史的研究に欠けていた国内の社会体制との関係を考慮し、国際的契機を導入しつつ、日本と他の諸国との関係を個別に系統的に追求していくべきであろう。

朝鮮役における国際的背景の問題については、諸外国との関係を、幕藩体制社会の成立過程における石高制の論理を基軸にすえることによって明かにすべきであろう。この過程は、豊臣政権が自己を形成する過程にほかならず、太閤検地の実施過程は朝鮮出兵の準備過程でも

あった。太閤検地と朝鮮出兵とは、まさに豊臣政権そのものを象徴する歴史事実であるが、この時期における我国をとりまく国際的諸条件が、どのように作用していたかを追求することは、豊臣政権の歴史的性格や、さらには近世封建社会＝幕藩体制の構造的特質の問題にアプローチするための不可欠の前提条件となるように思われる。

二、貿易利潤と石高制――対馬――

朝鮮役の背景となる国際的諸条件の問題については、いわゆる冊封体制論などを安易に前提とすることなく、日本をとりまく周辺諸国家・諸民族との関係について、個別具体的に事実を確定する必要があるとするならば、たとえば、対馬の宗氏を通じて特殊な貿易関係を結んでいた朝鮮や、島津氏に従属しながら民族国家を形成しつつ、中国に朝貢を行っていた琉球や、蛎崎（松前）氏が交易権を独占的に支配していたアイヌ民族の居住地域である蝦夷などについて、その実体を内容的に明かにしていかねばならないであろう。つまり、対馬藩・薩摩藩・松前藩といった辺境地帯に位置する諸藩が、鎖国体制下において特殊な貿易形態を持続していたことのもつ意味を追求することである。これらの関係は、とくに秀吉の朝鮮出兵を契機にして、かなりの質的変化をうけているようにみられるので、この点を中心に検討をすすめていきたい。

朝鮮との貿易関係については、中世末期に対馬に貿易権が集中し、宗氏一族とその家臣がこれを独占的に支配し、島井宗室のような豪商を通じて国内市場との連絡が保たれていた。朝鮮役に際しては、宗氏は外交交渉によって出兵回避をはかろうとしたが果されず、かえって秀吉から先鋒を命じられるという結果となり、一時的に貿易関係は絶たれるのである。しかしながら、対馬が朝鮮貿易に依存しなければ存立し難い経済的事情にあることには変りがなく、外交関係が回復したのちは、宗氏は釜山に和館を設けて家臣を常駐させ、江戸時代を通じて朝鮮との外交・貿易関係の特権を保持していた。これは、明治五年まで続いている。

王政復古を令した明治維新政府は、慶応四年三月二十三日に「朝鮮国御用筋ノ事」[1]として、今後の外交上の一切の事項は朝廷から発せらるべきことを、朝鮮国へ伝達するようにとの指示が、宗氏に対して出されているが、同時に宗氏は外国事務輔の心得をもって、これまで通りに両国交通をつかさどるよう命じられている。つまり、江戸時代を通じて保持していた朝鮮との外交・貿易上の特権は、そのまま宗氏の「家役」として認められ、「王政御一新之折柄、海外之儀、別而厚ク相心得、旧弊等一洗致シ」とあっても、事実上は宗氏と朝鮮との関係は従来と変らなかったものとみられる。さらに、同年六月に出された「朝鮮国漂流人取扱規則御布告写」[2]によれば、朝鮮に漂着した日本人については、釜山の和館において事情を調べ、対馬を経て長崎または大阪へ送り、そこから最寄の領主に引渡すべきこととし、日本に漂着した朝鮮人については、最寄の府藩県より長崎へ送り届け、漂流の事情などを調査のうえ対馬の役人に引渡し、さらに使者をつけて対馬か

ら釜山に送るべきことを規定している。このような、宗氏の外交上の権限を廃し、明治政府が名実ともに外交権を自らの手に収めるのは、明治五年五月二十八日に出された「朝鮮漂民取扱外務省へ移管ノ事」[3]という沙汰によってであり、このとき釜山の和館は外務省の出張官員に引渡され、一切の権限は完全に宗氏の手から離れたのである。

宗氏が江戸時代を通じて、朝鮮との外交・貿易に関する特権をもっていたことは、対馬が幕府との知行関係にもとずかない、石高制の原理とは異質の貿易利潤を確保しえたことを意味している。天正十五年六月の秀吉のキリシタン禁令は、九州知行割に際して発せられたものであるが、これによって教会に寄進されていた長崎の地を直轄領化し、イスパニア・ポルトガルとの貿易関係の統制を強め、西国のキリシタン大名を貿易の利益から遮断しようとしたのである。キリシタン宣教師の布教活動と密接に結びついている南蛮貿易を自己の掌中に収めるためには、キリシタンを否定的媒介にしなければならなかったのである。[4]秀吉の朝鮮出兵も、この政策の延長線上で行われたもので、明国との勘合貿易を復活する企ても、秀吉自身による貿易独占体制のもとで意図されたのである。したがって、室町幕府が行った形態とは異ったものが構想されていたと思われ、おそらく、幕府の行った鎖国政策に近い形態が予想されるのである。鎖国制の成立によって、中国・オランダとの貿易は幕府が独占するところとなり、大名・給人は対外貿易から隔絶され、石高制の原則にもとずいて生産物地代を農民から搾取すること以外には、収入源は失われるのである。鎖国＝貿易独占体制は、幕府による大名・旗本等の統制策の一環をなすもので、石高制にもとずく統一的封建的知行体系の成立によって必然化されたものであった。したがって、朝鮮貿易による利益が藩財政を支えている対馬のような場合は、全くの例外といわねばならないが、このような事象が、石高制の原則にもとずいて処理され、封建的ヒエラルヒーを崩す要因になりえなかったところに、石高制の本質の一端が祕められているように思われる。

対馬の地は、江戸時代を通じて石盛をうけていなかった。キリシタン禁令を発布する直前にあたる天正十五年六月十五日、秀吉は宗義調・義智父子に対馬を恩地として宛行っているが、[5]石高は表示されておらず、もちろん目録もない。江戸時代において出された将軍の知行状にも「対馬国一円」となっており、石高は記されていない。この理由については、一般に対馬は絶海の孤島で、土地が瘠せ水田に乏しく、僅かに木庭とよばれる焼畑がある程度にすぎないため[6]といわれているが、このような地理的・経済的要因ならば、壱岐と大差はなかった筈である。壱岐と対馬は、古くから下国として、六十六ケ国以外の「余慶の国」と称されており、歴史的条件も殆んど変りはない。同じく天正十五年六月二十八日、秀吉は松浦隆信・鎮信父子に壱岐国其外を宛行っているが、[7]「令検地可召置之由候也」とのべられており、江戸時代においては一万七千石余の石盛がつけられていた。

宗氏は、江戸時代を通じて九州に一万石余の飛地を確保しており、[8]また、実質的な意味は無いにせよ、慶長二年五月に秀吉から唐嶋＝巨

済島を宛行われているが[9]、対馬本島については、慶長六年に六尺五寸を一間とする玄蕃竿を用いた検地が行われた形跡が認められる[10]にもかかわらず、遂に石盛はつけられなかった。同じ年に壱岐島が石盛をつけられたことと[11]、極めて好対照をなしている。なお、対馬の在地においては、年貢徴収の便宜のために採用された「間尺の法」[12]が実際に用いられ、土地面積さえも殆んど一般には意識されていなかったといわれている。

石高制の原則からすれば、畠・屋敷地はもちろん、場合によっては漁業生産高などまで一定の操作を経て石高に結ばれるのであるから、単に耕地面積の狭小や地味の劣悪などの理由では、石高制の適用が除外されることにはならない筈である。しかしながら、対馬の場合、朝鮮貿易における利益は、本島や飛地から上る年貢量などを圧倒していた。ほんらい食料の自給が不可能な地であるため、藩みずからが貿易商人的な性格をもち[13]、銅・鉄・蘇木などを朝鮮に輸出し、輸入した木綿を米にかえるという方法がとられていた。そのため、釜山に和館を設置し、長崎・博多・大坂・京都・江戸などの都市商人と貿易品を通じて密接な関係をもち、また、貿易の利益が家中の俸禄と結びついていたといわれている。なお、朝鮮出兵の際の軍役体系は、九州大名の場合、知行高一〇〇石に対して五人役であるから[14]、この数字から逆算すると、宗義智の軍役人数五千人に相当する額は一〇万石となる。これが、当時における朝鮮貿易の利益を含めた対馬の社会的総生産量とみなすことも可能であろう。

（1） 太政官日誌・慶応四年・第八号（『維新日誌』巻一、一四頁）
（2） 太政官日誌・慶応四年・第卅五号（『維新日誌』巻一、一〇一頁）
（3） 太政官日誌・明治五年・第四十四号（『維新日誌』巻七、一九五頁）
（4） 拙稿「豊臣政権の市場構造」（名古屋大学文学部研究論集・史学一九）同「キリシタン禁令をめぐって」（『日本歴史』三〇八号）
（5） 寛政重修諸家譜・巻第五百一。
（6） 『対馬島誌』一三九頁、その他。
（7） 松浦文書・㈢。
（8） 宗義智は、文禄四年四月に秀吉から、朝鮮役における戦功によって、薩摩国出水郡のうち一万石の地を与えられ、慶長四年一月、この地が島津氏の所領に編入されるとき、肥前国基肄・養父二郡のうちに移された。「慶長三年大名帳」などに、宗義智の知行高が一万石とあるのは、この飛地の石高を記したものである。また、「慶長四年諸侯分限帳」に二万石とあるのは、このころ連年、知行方物成として現米一万石を下賜されていることと合せて記されたものと思われるが、この現米下賜は一時的なことがらにすぎない。宗氏が江戸時代を通じて九州に確保していた飛地の石高は一万石程度である。なお、家格は元禄十三年から一〇万石の待遇となっていた。
（9） 榊原家所蔵文書・坤。
（10） 対馬島誌・二三七頁。
（11） 慶長拾八年七月廿六日付の松浦隆信知行目録（『平戸松浦家資料』一三〇頁）
（12） 対馬島誌・一四一頁。
（13） 伊東多三郎氏「対馬藩の研究」㈠（『歴史学研究』九六号）
（14） 拙稿「朝鮮役における軍役体系について」（『史学雑誌』七十五編二号）

三、蝦夷地交易と知行制——松前——

対馬の宗氏のほか、領国そのものが石盛をうけていない事例として、江戸時代を通じて蝦夷地交易を独占的に支配していた松前氏があげられる。享保七年二月「諸国田畑町歩并人数覚」(1)によれば、対馬が「無高故町歩無之」とあるのに対し、松前は「無反故町歩無之」として、ともに人数のみが記されている。松前氏の領国は、城下の福山を中心とする渡島半島南端部で、ここが「松前地」として和人の居住地に指定され、その背後にひろがる広大な「蝦夷地」とは明確に区劃されていた。松前地は面積が狭く、米穀生産が不可能な地とはいえ、ニシン・コンブ漁などに恵まれており、原理的にはこれを石高に結ぶことも不可能ではない。ただし、松前藩の知行権の中心をなしていたのは蝦夷地漁場の支配権・交易権であり、役料や松前地給付のほかに、この権限の一部を藩が家臣に分与する形で主従関係が結ばれていた。したがって、藩みずからが貿易利潤を獲得することに存立基盤をおいているのであるから、あえて領国の社会的総生産の量を石高に換算することなく、無高のままとしたのである。松前氏の名は近世初期の分限帳類(2)に見出すことは出来ないが、豊臣期から徳川期のはじめまでは蝦夷島主として賓客の待遇をうけていた(3)といわれている。元禄十三年の「松前島郷帳」(4)によれば、和人の居村数八十一、蝦夷人の居村数百四十一、惣島数四十八ケ所となっている。松前氏が大名の格式を与えられ、武鑑の末尾に名が現れるのは享保十七年からで、(5)ここにおいても「無高　蝦夷松前一円、先祖ヨリ代々領之」と注記されている。

松前氏は、もとは秋田実季の家臣で、蝦夷代官に任ぜられていたが、天正十九年の奥州の陣には独立した武将として参加し、(6)さらに朝鮮役の際にも肥前名護屋に至り、そこで秀吉から、蝦夷地支配の特権を与えられた。(7)

「於松前、従諸方来船頭商人等、対夷人同地下人非分儀不可申懸、并船役事、自前々如有来可取之、自然此旨於相背族有之者、急度可言上、速可被加誅罰者也

文禄弐

正月五日（秀吉朱印）

蛎崎志摩守とのへ」

この秀吉朱印状は、松前氏にとっては所領の安堵状に相当するものである。このとき、三ケ状の掟書とともに、秋田・津軽から北陸・西近江にかけての諸大名に対し、領内の泊々の通行を保証すべき旨の朱印状(8)が出されている。これらによって松前氏は、従来通り蝦夷全域の支配権・出入の船舶の監督権など一切の権利と北国海路往還の自由が保証されたのである。したがって、松前氏の場合も、朝鮮役を契機に、秀吉との従属関係を深めるなかで、蝦夷地交易＝領国支配の特権が与えられたのである。なお、このような特権は家康によって追認されており、(9)江戸時代を通じてそのままの形で存続していた。

松前氏の場合も、蝦夷地交易による利潤の獲得が公許されていたのであるから、石高制の原則からすれば例外事項に属するが、本来の松

前氏の所領には石盛がつけられず無高とした。これは、松前が米穀生産が不可能な土地柄のためだけではなく、貿易利潤を勘案した家格に応じた軍役関係を結ぶことによって、幕藩ヒエラルヒーの維持がはかられた為なのである。なお、幕末期に海防問題が緊迫化すると、松前氏は陸奥国梁川に所領を移され、一般の外様大名と等質化されたので、石高制の原則をめぐっての特殊な関係は解消するのである。

(1) 東京大学図書館所蔵。
(2) 諸種の「太閤分限帳」や近世初期の「役帳」「陣立書」類に名前は見出せない。「寛文印知集」の目次の末尾には松前志摩守の名が記されているにもかかわらず、第二十四巻の当該個所は空白となっている。（『続々群書類従』第九・三〇九頁）
(3) 新北海道史・第二巻・一二二頁。
(4) 続々群書類従・第九・三三三頁。
(5) 橋本博編『大武鑑』上巻所収。
(6) 寛政重修諸家譜・巻第一五四。
(7)(8) 松前家譜・乾、松前氏文書（史料稿本一四九一一所引）
(9) 松前御条目（『大日本史料』十二編ノ一、九三三頁）

四、琉球国附庸と貢納制——薩摩——

慶長十四年六月、島津家久が幕府の許可を得て、三千人の軍勢を琉球に派遣して武力征圧を行って以来、幕末に至るまで島津氏の琉球支配は続けられるのであるが、名目的には琉球は独立王国としての地位を保っていた。ほんらい、琉球は日本民族の一分岐であり、古くから本土と密接な関係にあったにもかかわらず、琉球は異国を装わされて幕府に慶賀使節をおくり、朝鮮来聘使に準じた扱いをうけ、将軍の権威づけに一役買わされていた。琉球の石高は島津氏の知行高のうちに含まれ、年貢を徴収され、薩摩からの出張役人の支配をうけ、政治的・経済的に島津氏に従属を強いられていたことはいうまでもない。一方、琉球は早くから東南アジア地域と交渉をもち、中国と冊封関係を結んで朝貢を行い、公私の貿易利益によって財政を成り立たせており、幕末には琉米修好条約を締結するなど、独自の外交権を有していた。明治政府は、廃藩置県の翌年にあたる明治五年、琉球藩を設置して国王尚泰を藩主に任命したうえで、外務・大蔵両省の官員を琉球藩に在勤を命じ、[1] 同年九月二十八日に琉球の外交事務を外務省に管轄を移す[2]形をとって、外交権の撤収を行ったのである。

中世以来、島津氏と琉球との貿易関係は友好的であり、島津氏自身も琉球を異国と認識していないといわれているが、戦国期に入って島津氏の九州南部における領国支配体制が強化されると、琉球貿易に対する島津氏の関心も深まり、とくに、天正初年の紋船来航問題を契機として、島津氏の琉球に対する圧力は一段と加えられるようになり、[3] 支配・従属の関係が明確化されて来たのである。

豊臣政権下においては、たとえば天正十年六月に、秀吉が亀井茲矩の求めに応じて琉球を与えたといわれ、実際に天正十二年四月の小牧役に関する朱印状で亀井琉球守とよんでいるが、[4] なんら実体の伴ったものでないことはいうまでもない。この事実をもって、秀吉が琉球を日本の一部とみなしているか、あるいは外国とみなしているかについ

て、沖縄史研究者の間に見解の対立があるといわれているが[5]、秀吉の発した法令には、このような誇大な表現がみられることが多いので、字義通りの解釈は困難であろう。ただ、この段階では未だ秀吉に服属していない島津氏を外交的に牽制し、国内の統一が完成したのち、領土拡張政策の延長上に、琉球支配についても構想をめぐらしていたようには思われる。天正十五年の九州役の結果、島津氏は秀吉の軍門に降るのであるが、これによって琉球をめぐる関係は、新たな展開を必然化したのである。

天正二十年一月十九日、秀吉は島津義弘・義久に朱印状[6]を与え、本来ならば琉球は、朝鮮出兵の際に改易すべき筈であったが、先年国王が上洛して来たので安堵し、島津氏の「与力」に申しつけたので、協力して軍役を果すようにとの指示を行い、さらに、琉球はさきに亀井茲矩に与えておいたが、亀井には替地を与えることにする旨の副状[7]が、細川藤孝・石田三成から出されている。亀井への琉球宛行は実質的意味がなかったから、替地を与える事態にならなかったのであるが、同人は三千五百人の軍勢を率いて名護屋に至り、秀吉に琉球征伐の許可を願い出たといわれている[8]。

これより先、天正十九年九月に島津義久は琉球国王に書をおくり[9]、秀吉から朝鮮出兵のため「貴国当邦混而可為一万五千軍役」が課せられたことを告げ、本来ならば人数の差出を求めるところであるが、琉球が遠方で日本の軍法に不案内であることを考え、「軍衆之事、為私免除」とし、その代りに七千人分の兵粮十二ケ月分を用意せよとのべ、さらに名護屋城普請のための金銀米穀も要求している。最後に「彼行之事、異国無漏洩之様」として、この計画が琉明関係を通じて伝わることがないように、念をおしている。同年七月には、琉球に課した兵粮や金銀が未着であることを責め[10]、文禄二年十二月には「薩隅琉以一致、陣中之用意専要之段[11]」とのべ、さらに兵粮米などを求めている。

したがって、島津氏の琉球に対する政治・経済的支配の強化は、朝鮮役の際の軍役賦課に際して、秀吉から「与力」として琉球を附属させられたことが契機となっている。九州役によって島津氏が秀吉に服属させられるが、そのことがかえって、島津氏の領国体制の確立と、江戸時代を通じて琉球に対する優越的な地位を獲得する結果をもたらしたのである。慶長十四年の家久の琉球打入りも、このような事実の必然的帰結とみなしうるであろう。

琉球に対する島津氏の政策は、自己の領国に対するものと変りがなかった。入部後ただちに検地を施行し、六尺五寸四方を一歩・三〇〇歩を一段とし、籾一石五斗をもって高一石とする形で石高制をしいた[12]。慶長十四年十二月末に、家康は島津家久に対し、琉球国を領知すべき旨の御内書[13]を出している。慶長十六年九月には、検地の結果として八万九千石余を打出し、うち五万石を王位の蔵入に指定し、残分は家臣に配分すべきことを指示されている[14]。琉球の石高は島津氏の知行高に含まれており、薩隅日六十万石余とあわせて、つねに島津氏に宛行われていた。琉球国王は島津氏から、知行目録を下附される形をと

っていたのである。

島津氏の支配下に入った琉球には、石高制の原則が適用されることによって、強制的に幕藩体制社会に編入され、琉球みずからの社会体制も急速に封建化の途をたどった。石高制に基礎をおく幕藩体制社会は、琉球を石高制の傘下に入れることによって完成したといえよう。琉球支配の方策についても、たとえば国王を改易にし、島津氏の直接統治地か幕府の直轄領にするとか、或いは他の部将を移封させて、一つの藩として取立てるかといった方法も考えられるのであるが、後者は、当時の琉球がおかれていた経済的発展段階の落差から不可能であり、前者は中国との外交・貿易関係を考えれば得策ではなかった。むしろ、琉球の国家体制はそのまま温存し、その性格を近世的に改変することによって、石高制にもとずく支配を展開し、その限りにおいて、特殊に重要な意味をもつ中国・東南アジア貿易の利益をも獲得しうるような方策が考え出されたのである。

石高制の原則の下で獲得する貿易利潤の問題は、琉球が石高に応じて薩摩から課せられる一定の貢納額の問題として処理することが可能であった。これは米納であり、海上運送費や在番出役など懸り物の額を加えれば、農民の負担額は収穫高の約半分にも達し、これが年貢として上納されたのである。[15] 貢納物のうちには、琉球の特産品もあり、ときには薩摩からの希望によって、中国産の絹織物などが進上され、見返りとして刀剣・鎗・屏風などが琉球に送られ、これが更に中国皇帝に貢上されるといった例もみられるが、[16] このような関係は副次的なものにすぎなかった。薩摩と琉球の間の基本的な収奪関係は生産物の形をとって行われており、中国・南方貿易の仲介による利益も石高制の枠内で処理することが可能であったのである。いわば、基本的な本年貢に対して、特産物その他を小物成として賦課するようなものであり、琉球貿易によって得た島津氏の利益はこの場合の小物成に相当するのである。したがって、琉球にも石盛を付し、その石高を自己の知行高のうちに含めることによって、島津氏は琉球貿易の利潤をも、石高制の原則に矛盾しない形で獲得することができたのである。

(1) 太政官日誌・明治五年・第七十六号（『維新日誌』巻七、二四五頁）
(2) 太政官日誌・明治五年・第七十七号（同右）
(3) 喜舎場一隆氏「島津氏琉球侵入原因の再吟味」（「海事史研究」一三号）
(4) 亀井文書・乾。
(5) 西田真樹氏「沖縄史は何を語りかけるか」（「歴史評論」二六六号）
(6) 島津家文書・㈠・三六〇号。
(7) 島津家文書・㈡・一一一八号。
(8) 寛政重修諸家譜・巻第四二六。
(9) 古案写（史料稿本一四七一一七所引）なお、島津国史の当該条では、七千人分の兵粮十ケ月分となっている。
(10) 島津国史・天正二十年七月廿六日条。
(11) 島津家文書・㈢・一四五二号。
(12) 山本弘文氏「近世沖縄史の諸問題㈠」（「歴史評論」八三号）
(13) 島津家文書・㈠・一二八号。
(14) 旧琉球藩評定所書類。
(15) 山本弘文氏「薩摩への貢納問題について—近世沖縄史の諸問題㈡」（「歴史評論」一六三号）
(16) 宮田俊彦氏「康熙・乾隆年間、琉球の清朝への朝貢貿易」（森克己博

士還暦記念『対外関係と社会経済』所収)

五、石高制原理の外延化の限界

秀吉の朝鮮出兵の構想は、国内の封建的統一の進展過程のなかで具体化され、それの延長上に実現がはかられたことはいうまでもない。天正十五年の九州征服にあたって、「遠国之儀候間、国々置目等之事五畿内同前可被仰付、被成御滞留候」(1)とのべ、知行制など九州の仕置について種々の指令を発し、さらに対馬の宗氏に朝鮮との外交交渉にもあたらせ、「御調物者不入事候間、日本之覚候条、高麗国王可致参内候由被仰遣候、若於滞者、彼国へ被差遣人数、可有御成敗候事」(2)と、露骨に出兵の意志を表明している。天正十九年八月の奥州征服のさなかに、朝鮮出兵の具体的指示が下されるのであるが、ここでは「出羽奥州津軽果迄も、百姓等刀武具駈、検地以下被仰付」(3)として、出兵に備えて地の果てまでも版図にくみ入れ、国内の支配体制の総仕上げをはかっている。天正二十年の動員にあたっては、「今度唐入付而、諸国之軍勢奥州津軽外浜迄御人数罷立」(4)というように、実際に東北辺境地域の諸侯までも名護屋に参陣させており、彼等を軍役に包みこむことによって、全領主階級を網羅した統一的封建的知行体系が完成したのである。

さらに秀吉は、出兵後、朝鮮の地を支配するにあたって、「九州同前ニ令覚悟、有付可有之候」(5)とのべており、豊臣政権の原型をなす五畿内の支配体制の延長上に、封建的所領の外的拡大を意図していた。この時期は、秀吉はすでに関白の座を秀次にゆずり、畿内周辺の蔵入地を物質的基盤とする聚楽政権が築かれており、それを実質的に支配する形での太閤の権威をもって、中国・印度までを含めた国割計画が構想されていたのである。諸大名のうちにも、たとえば、加藤清正が「大唐二十ケ国拝領」(6)などという希望をのべているが、具体的な実現性の問題はともかく、封建的所領を外部に拡大しようとする一般的な意図は、秀吉をはじめ出陣諸大名の多くに存在していたと思われる。

他方、このような秀吉の対外領土拡大の論理は、明の海禁政策に対してみずからを対応させる一つの試みでもあった。イスパニア・ポルトガルとの南蛮貿易は、キリシタン禁令を媒介とし、長崎を直轄領にすることによって西国大名の貿易参加をしりぞけ、自己の直接支配下におくことを可能にしたが、この南蛮貿易は、中国産の生糸を中継してわが国にもたらすもので、朝鮮産の木綿の輸入の問題とあわせて、秀吉は中国・朝鮮との直接取引を意図したことは想像に難くない。それは、かって室町幕府が行った勘合貿易とは異って、新たな形態の貿易独占体制を構想するもので、明を中心とする虚構の冊封体制にかわる「日本的中華思想」(7)の実現をはかろうとしたものと思われる。昨今の幕藩制国家論をめぐる議論のなかで、この意識の日本的構造の問題を、ひろく東アジア世界の国際秩序のなかに位置づける試みがなされているが、このような問題は、外交関係の文書の系統的分析などによって実証しなければ、単なる思いつきの段階にとどまってしまうであろう。したがって、たとえば日明和議交渉をめぐる経過の全面的分析

によって、問題の所在を具体的に明示する必要があろう。この点に関し、秀吉が和議に際して、戦争の当事者である朝鮮を無視し、明のみと交渉をもとうとしたことの意味が分らないといった議論もあるが、出兵の意図は「唐入」にあり、朝鮮に対しては「仮道入明」を求めたもので、秀吉は朝鮮に独自の外交権があるとは思っていなかったのである。このような国際認識は、当時としては格別に不思議なものではない。明朝の側からみても、たとえば冊封関係をもっていた周辺諸国家に対して、朝鮮・安南には詔をさずけるが、日本・琉球などには詔を頒たずに勅をもってするというように区別をつけていたのである。(8)秀吉が朝鮮に対して、これを明の属国とみなしていたとしても、さして奇異の観をいだくには及ばないように思われる。

したがって、対外領土の拡大をめざした秀吉の朝鮮出兵は、それ自体が新たな対明貿易独占体制を樹立させようとする企てであり、鎖国にいたる必然的な過程の一エポックにほかならなかった。戦前から唱えられている朝鮮出兵の原因についての「対外領土拡張説」「勘合貿易振興説」は、決して二律背反ではなく、互いに他を前提として成立すべき筈の主張であり、歴史的経過からみても、とくに両者の間に時間的な前後関係などは認め難いように思われる。もちろん、鎖国と朝鮮出兵とを類型的に対比し、豊臣・徳川両政権がとった外交政策が対策が対照的にみえるということから、両政権の権力構造に質的差異があると考えることなどは全くの誤解であろう。現象的にはともかく、秀吉の対外出兵の論理も、新たな形態の貿易独占体制をめざしたもので、その限りにおいて、鎖国を行った徳川氏の政策とは共通する面が多いのである。問題は、これが石高制の成立過程の論理と、どのように結びついているかであろう。

秀吉が朝鮮において、石高制にもとずく年貢徴収などを実施する試みがあったことは、すでに芝葛盛氏が明治三十八年に明かにされて以来、周知の事実となっている。(9)朝鮮における実情を伝える史料は、出兵当初においては首都京城の落去の模様を記したものなどが中心のため、現地における兵粮米の輸送・備蓄や現地での調達などが、石高制の原則にしたがって、比較的スムースに行われていたような感を抱かしめる。たとえば加藤清正は、「罷越見及申躰ハ一段と見事成御国と相見申候、日本にては摂津国なとのことくニて御座候」(10)という印象をのべており、実際に彼が唐境の国を拝領することを希望していたようにも見受けられる。(11)天正二十年六月三日に、秀吉は諸大名に対して「高麗国代官所の割付」(12)を絵図にもとずいて行っており、七月十三日には「高麗八州之石納覚之事」(13)と題して、朝鮮八道を諸将に分け、石高総計一一九一万六千石余に結んでいる。尤も、この史料の性格には不明のところもあり、かりに石高表示を行うにしても、あらかじめ全領域に検地を実施することなどは全く不可能なことで、机上の試算にすぎないのであるが、たとえば朝鮮において築いた城の周辺を開作させることや、(14)百姓から年貢を四公六民で徴収するようにという秀吉の指示などから、(15)石高制の原則が朝鮮においても定着しつつあるように思われる。しかしながら、出兵当初における現地の実情を極めて直截

に表現していると思われる文書があるので、全文を紹介する。(16)

「尚〻、薩摩表之儀、度〻被仰越候、承届候、猶相替儀候者、追〻
　可申承候、以上

度〻御懇札畏入候

一高麗之事、先書ニ度〻申入候、先衆一通乱入之刻者、御威光を以、手ニたつものも無之、さき〳〵まて被罷通候へ共、大将共不相果罷退候ニ付而、あと〳〵ハ少〻令蜂起候、さてあわせ候ての合戦ニ候へハ、かうらい人一万と日本人五百三百ニてハ、何時もかち申候、乍去、其内ニも敵五百人ころし候へハ、此方之もの五人十人死申候、半弓ニて手負も出来申候、敵ハ何ほところし候ても、人数すき不申候、日本人ハ五百千もち候ものも、敵一万二万之人数出合候て一戦仕、かち申候ても手負、道具以下もそこね、二度三度めニハやくニ難立候

一何と才覚仕候ても、入魂ニて、百姓以下よひ出し、おさめ候事ハ不成仕合ニ候、今迄ハ随分なてつけ候やうニ各仕候て、令才覚仕候へ共、還住之百姓共も、日本人無人ニて、人夫以下通候へハ、何時もころし申候、国中右之分候間、とかく其悪逆仕候所なてきりニ仕候て、先ていたく申付候て、あとをしつめ候て見可申哉と申事候、いかにも日本人無人ニ候て、路次筋之人夫通路不輒候事

一所務ハすくなく候ハんと相見候へ共、国のひろさハ日本ニおとり申ましく候、長さハ人数をしニハ四十日路程可在之候、よこ廿日路十五日路ほと可在之候

一日本ゟ渡海之御人数廿四五万計之着到之御つもりニ候ハん哉、有人ハ十万人計も可有之歟、それニて関東北国出羽奥州四国中国なとのやうニとりひろけ、在陣候へハ、一円ニ手うすく候間、入わたらさる国〻多候、乍去、令越年在陣候ハヽ、次第ニ百姓共も山こもりまてニてハ成間敷候間、罷出候ハんかと申事候

一当国之儀、先衆不ト御注進違を被申上、又行もあとしらすニ被罷通候ニ付而、只今おさまりかね申候、上様押詰可被成御渡海と存候て、右之仕合と相聞候、冣前ゟ御注進之筈ニて候か、又ハ無分別候歟、于今さき手者治候由被申候へ共、彼請取之国郡も、百二百〔 〕二里三里之間も通路不成候、又所務も中〻成不申候て、治候験ハ少も無之候事

一大政所様御煩ニ付而、俄ニ還御之由候、大坂者御用心も無御気遣候間、御越年候ても尤ニ候、貴所之儀、名護屋ニ御残候て、山里御作事被仰付候由、御苦労共候事

一当国之儀、右之分ニ静謐之儀者成かね候へ共、国人をしたて、及行ほとの事ハ有之ましきと存候、とかく志ゝさるほとも無正儀候間、ころし候てもこり不申候、又なてつけ候ても、身ニ成不申候ニ付而、所務以下も不成候、山国ニて候故、稲をしごき候て、山中へ取入、又浦ハたハ嶋〻へとり越申候、此方之衆、方〻かけまハり候へ共、一所ニ田地無之候故、漸口すぎ成かね申候、来年ハ兵粮在之間敷と存候、爰元方〻かけまわり、無油断事可有御推量候、猶追〻可申承候条、不能巨細候、恐〻謹言

一三

八月廿八日　　　　　　長盛（花押）

石田木工殿

御返報

」

この文書は無年号であるが、文中に大政所様御煩や薩摩表之儀＝梅北国兼の反乱などの言葉があることから、天正二十年のものであることが判明する。緒戦における表面的な勝利のうちに、刻々と迫ってくる敗北の要因が実に的確に指摘されており、出兵直後における朝鮮での実際の状況を、非常に包括的に示したものといえよう。とくに、農民の抵抗を全く計算に入れず、容易に百姓の還住策が可能であると考えていたり、陣立書では二十四、五万余の渡海人数があるにもかかわらず、実際には十万人程度しかなく、戦線の拡大につれて各地に分れて配置されるため、広大な面積に比して全く手薄となっていることや、陣所として支配しているのは〝点〟にすぎないことなどが、そのままの形で伝えられている。人員や兵粮米の輸送も滞っており、前途に不安をもっている様子は、統治政策が全く失敗におわるということを暗示している。このような状況下において、たとえば秀吉が国内と同じ文面の禁制を高麗国に下し、百姓から指出を徴し、法度以下を堅く申し渡したとしても、実効は殆んどなかったといいうるであろう。秀吉は、みずからも渡海すべきことを決意し、「当年之儀、預所物成半分、人数随高頭割付、下々小者風情迄モ可為取候、其外半分ハ兵粮ニ可被仰付候間、可納置候」(17)とのべているが、事態は秀吉の意図に反して進行していったことはいうまでもない。

朝鮮における農民支配政策の失敗は、国内の封建的統一の際に威力を発揮した「検地の棹と鉄砲隊」によって創出された石高制の原則を、朝鮮に適用することが失敗したことを意味している。いわば、石高制原理の外延化の試みの挫折にほかならない。秀吉は外国に対しても、とくに国内のそれと異った支配方式をあらかじめ持っていたわけではないが、出兵を行う以前の段階では、朝鮮・中国の地を分割して諸大名に拝領させるという考えであったが、出兵後は、これを大名領地の形式をとって支配しようという考えに変化しているように見受けられる。いずれの場合にも、実現の可能性に乏しかったことはいうまでもない。

(1) 本願寺文書・㈡。
(2) 松平基則氏所蔵文書。
(3) 吉川家文書・㈠・七四一号。
(4) 楓軒文書纂六十九・韓陣文書一。
(5) 鍋島文書・㈢、筑紫文書、その他。
(6) 渋沢栄一氏所蔵文書。
(7) 石原道博氏『文禄・慶長の役』一六頁。
(8) 明史・巻三二三・列伝六。
(9) 芝葛盛氏「文禄役に於ける占領地収税の一斑」（史学会編『弘安文禄征戦偉績』所収）
(10) 楓軒文書纂六十九・韓陣文書一。
(11) 浅野家文書・八八号。
(12) 鍋島文書・㈣。
(13) 土佐国蠧簡集・㈤。
(14) 浅野家文書・七一号。

（15） 天野毛利文書・㈣、その他。
（16） 福井県立図書館・松平文庫所蔵。尚、この文書は、史料編纂所の桑山浩然氏の採訪にかかり、高木昭作氏の教示を得た。両氏の御厚意に感謝する。
（17） 紀伊徳川文書。

むすびにかえて

鎖国の本質は、幕府権力による貿易独占体制の確立であるが、それは、秀吉がキリシタン禁令を媒介にして南蛮貿易を自己の掌中におさめ、さらに朝鮮出兵によって、対明貿易の独占をめざしたことを前提にして理解されなければならない。朝鮮役の基調は、幕府の鎖国政策と同様に貿易独占体制の確立を意図したものであるが、それは、全国的に検地を施行することによって国内統一をなしとげた時点において、封建的所領の外的拡大をめざし、石高制の原理の外延化をはかる試みにほかならなかった。わずか二十年にも満たない豊臣政権の全過程は、太閤検地と朝鮮出兵によって、二重に色どられていたものといえよう。

朝鮮役を一つの契機としてもつ幕藩体制社会の形成過程は、あらたな形での国際関係が創り出される時期でもあった。中国において、明の海禁政策に反対し、互市の自由を求めた王直のような海商が活躍したところ、我国では、西国地方の沿岸島嶼を根拠とする武装集団である海賊衆が、倭寇として進出しており、琉球も東南アジア地域の交易関係にひろく参加しつつ、中継貿易を通じて独自の民族国家を形成する段階にあった。

しかしながら、戦国の動乱の過程を通じて成立する近世封建社会は、石高制を権力の基礎にしており、天正末年に完成する国内の封建的ヒエラルヒーは、秀吉を頂点とする統一的な知行体系に全領主階級を包摂するのであるが、このことは、石高制にもとずかない海外貿易による利潤から、諸大名が遮断されることを前提としている。寛永末年の鎖国によって完成する幕府の貿易独占政策は、一面では、特殊な事情を有する大名に対し、条件付で貿易関係への参加を容認することによって、他の大名の参加を厳禁する政策によって補完されるのである。

幕藩体制社会の成立期においては、長崎を窓口とする生糸中心の貿易は、糸割符商人によって統制が加えられ、国内産業の進展や国内貯蔵の金銀銅などの流出状況などとの関連によって、たとえば輸入量の制限がはかられたりするのであるが、長崎貿易に対して副次的な位置にある朝鮮・琉球・蝦夷地などとの関係は、それぞれの地域と歴史的に深いつながりをもつ対馬藩・薩摩藩および松前藩に独占的な権限を与え、貿易利潤の獲得を許しながら、他の大名がそれに加わることを厳しく禁止したのである。幕府の側からみれば、領主需要として確保したいものについては、これら諸藩との軍役関係を通じて入手が可能であるから、特定の藩に貿易権を委譲する方が、直轄形態をとることよりも安定度が高く、歴史的な事情にも適合的であったのである。

このことは、貿易利潤の問題にも石高制の論理を貫徹させるため

に、特殊な処理を必要とした。対馬・松前に対しては、本領地に石盛をつけず無高とすることによって、藩そのものの存立基盤を貿易におくこの二藩に、石高制の論理が矛盾なく適用できるようにした。石高制は、社会的生産諸力を、すべて石高に換算して把握するもので、単なる土地生産力の量的表示でないことは当然であるが、それは、封建的土地所有を前提として土地生産力の把握をめざすものであり、生産力という質的側面を数量化するものであるから、全く土地生産力に基礎をおかない地域においては、社会的生産の総体的把握を石高制の原則にもとずいて行うことは、そもそも無意味となる。もちろん、石高制には領主階級内部の相互関係という政治的要素によって決められる側面もあるから、中央権力と大名との関係は、一層複雑なもととなっている。他方、琉球に対しては、検地を施行し石高をつけるが、この石高を薩摩藩の知行高に加えることによって、島津氏に附属せしめる方法をとった。島津氏の琉球に対する支配の方式は、一定額の年貢を生産物地代の形態で徴収するものであり、琉球の特産物なども、石高制にもとずいた形で収奪することを可能とした。琉球は中国と冊封関係を結んでいる独立国であるが、秀吉は島津氏に対し、これを「与力」として附属せしめたのである。

　薩摩・松前・対馬の諸藩は、それぞれ貿易利潤を獲得しうる立場にあったが、石高制の原則にもとずいて、それぞれ独自の論理で処理しえたことによって、幕藩体制社会の成立が画期づけられたのである。共通していえることは、とくに朝鮮役をめぐる国際関係のなかで、これがはかられたという事実である。石高制原理の外延化の企てが、所領拡大という量的な側面では挫折しつつも、それぞれの地域にふさわしい形で貫徹していくなかで、貿易利潤という、石高制にとって異質の要素が、無理なく処理されるのである。

　幕藩体制社会の形成過程における国際的背景の問題は、実体をできる限り具体的に確定していくことによって、国内の社会体制との関係を明かにする糸口をつかむべきであり、実体としても決して確定しているとはいえない「東アジア世界」や「東アジア通商貿易圏」などを無批判に前提とし、その中に位置づけることで問題が解決したとみなすような発想は、かえって有効ではないように思われる。いわゆる「日本型華夷意識」の問題も、歴史的実体を内容的に明かにしていくことが必要であろう。朝鮮役を契機とする国際的条件の問題は、近世封建社会の特質が、内在的発展の所産だけではないという意味において、対外関係の規定性の問題を具体的に考え、論理的に位置づけるための糸口としてとらえるべきであろう。